

キャッシュレス決済ポイント還元事業の実施について

物価上昇による区民生活の影響を緩和するとともに、区内商店街等での消費喚起につなげるため、下記のとおり本年度 2 回目の「キャッシュレス決済ポイント還元事業」を実施する。

記

1 事業概要

- (1) 実施主体
練馬区（キャッシュレス決済事業者に委託）
- (2) ポイント還元率
10%
- (3) 実施期間
令和 7 年 12 月 1 日～31 日（31 日間）
- (4) ポイント還元の仕組み
 - ・ 区内対象店舗でキャッシュレス決済サービスを利用して買い物をした場合、決済額の 10% 分のポイントを利用者へ還元（ポイント＝1 円相当として利用可能）
 - ・ 利用者 1 人あたりの 1 回の付与上限は 3,000 ポイント、期間中の上限は 5,000 ポイント
- (5) 対象店舗
区内中小企業の店舗（大手チェーン店等を除く）

2 予算

540,000 千円

3 周知

ねりま区報、区ホームページ等

4 今後の予定

10月21日	ねりま区報掲載（参加店舗募集）
11月21日	ねりま区報掲載（キャンペーンの詳細等）
12月 1 日～31日	事業実施